

# 平成27年度からスタート！！

# 嘉手納町子ども・子育て支援新制度

## Q1.子ども・子育て支援制度って何？

A. 子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月にできた「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、主なポイントは次の3つです。

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ② 待機児童解消などの保育の量的拡大・確保
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実

## Q2.新制度では何が変わるの？

A. 新制度では、次の4つが変わります。

- ① 公立幼稚園や町立保育所・私立認可園などへ入園・入所を希望する子どもの保護者からの申請に基づいて、町が保育の必要性を認定し、認定証を交付します。
- ② 公立幼稚園の利用料が変わります。保護者の所得に応じた利用料となります。※くわしい保育料については、広報等によりお知らせします。
- ③ 放課後児童健全育成事業（たいよう学童・嘉手納学童・屋良学童）の利用学年が小学校1年生から6年生まで拡充しました。
- ④ その他、子育て支援の充実を図ります。  
一時預かり事業、利用者支援事業、地域子育て支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業等

～お問い合わせについて～

嘉手納町役場 子ども家庭課（保育所）  
児童福祉係 956-1111  
内線：123・272

教育委員会 956-1111（幼稚園）  
内線：259



## 《町立保育所・私立認可保育園》

新制度では、保育の必要性の認定（2号又は3号認定）に当たって、下記の3点が考慮されます。

- ① 保育を必要とする事由 ※次のいずれかに該当することが必要です  
 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業などの居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）  
 妊娠、出産  
 保護者の疾病、障がい  
 同居又は長期入院している親族の介護・看護  
 災害復旧  
 求職活動（起業準備を含む）  
 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）  
 虐待やDVのおそれがあること  
 育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。  
 その他、上記に類する状態として嘉手納町が認める場合。  
※ 同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。
- ② 保育の必要量に応じた区分（※就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。  
a 「保育標準時間」利用・  
両親フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）  
b 「保育短時間」利用  
両親どちらかがパートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）  
※ 保育の必要性が認められる就労の下限時間は、月～土曜日に1日4時間で週4回64時間以上です。
- ③ 「優先利用」への該当の有無  
お子さんに、障がいがある場合や、虐待・DV等の恐れがある場合には、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

